



広島県報

定期
第21号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

- 広島県契約規則の一部を改正する規則 (財産管理室) 二
- 広島県漁業調整規則の一部を改正する規則 (漁業調整室) 二
- 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会) 三

告示

- 平成十六年広島県告示第七百七十二号(証紙代金収納計器の取扱人の指定)の一部を改正する告示 (税務室) 三
- 農業振興地域の指定の変更(二件) (農地保全室) 三
- 公共測量の実施 (土木建築総務室) 四
- 道路の区域変更(二件) (道路保全室) 四
- 道路の供用開始 (〃) 五
- 広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示(県法規登載) (建築指導室) 五

公告

- 特定非営利活動法人の認証申請 (県民文化室) 五
- 大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件) (地域産業振興室) 五
- 土地改良区の清算人の退任 (呉地域事務所) 六
- 土地改良区の清算人の退任 (芸北地域事務所) 六
- 県営土地改良事業の換地処分(二件) (福山地域事務所) 六
- 土地改良事業計画変更の同意(市町村) (備北地域事務所) 六
- 土地改良区の役員就任及び退任 六

教育委員会教育長公告

広島県立歴史博物館の休館 七

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七
- 選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七
- 選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示 八

正誤

- 平成十八年三月二日付け広島県報(定期)第十六号中広島県公告の訂正 (漁業調整室) 八
- 平成十八年二月二十日付け広島県報(定期)第十三号中広島県公告の訂正 (土地改良室) 九
- 平成十八年三月十日付け広島県報(号外)第三十六号中広島県告示第二百六十五号の訂正 (港湾管理室) 九
- 平成十八年三月八日付け広島県報(号外)第三十五号中監査委員公表の訂正 九

公布された規則のあらまし

一 改正の要旨

広島県契約規則の一部を改正する規則(規則第九号)(財産管理室)
地方自治法施行令の一部改正に伴い、随意契約の方法により契約を締結することができる場合として追加された事項に関する手続を定めた。

二 施行期日

平成十八年四月一日

一 改正の要旨

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第十号)(漁業調整室)
市町の合併に伴い、小型機船底びき網漁業等の禁止区域の表示について必要な規定の整理を行った。

二 施行期日
平成十八年三月二十日

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(規則第十一号)(教育委員会)

一 改正の要旨

1 奨学生は、広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第二条第二項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類を提出しなければならないこととした。

2 奨学生が在学する高等学校等の長は、当該奨学生に係る学習成績を知事に報告することとした。

二 施行期日

平成十八年三月二十日

規 則

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則(昭和三十九年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(施行令第六十七号の二第一項第三号又は第四号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続)

第三十条 契約担当職員は、施行令第六十七号の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 契約担当職員は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約をした物品又は役

務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
- 二 契約の相手方の名称及び住所
- 三 契約の相手方を決定した理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定による公表は、縦覧その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十号

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則

広島県漁業調整規則(昭和四十一年広島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ及びウ並びに同表第二号イ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同号ウ中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に、「同郡宮島町」を「同市宮島町」に改め、同号工及び同表第三号ア中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に改め、同号イ中「佐伯郡大野町」を「同市」に改め、同号ウ中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に改め、同号工及びイ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同号力中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に改め、同表第六号ア中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同表第二八号ア及びキ並びに同表第三二号ア中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同号イ中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に改め、同号ウからイまでの規定中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同号力及びケ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同号コ中「佐伯郡大野町」を「廿日市市」に改め、同号サ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同表第三六号工からキまでの規定及び同表第三七号工中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に改め、同表第五二号中「因島市因島」を「尾道市因島」に改め、同号ア及びイ中「因島市鏡浦町」を「尾道市因島鏡浦町」に、「同市棕浦町」を「同市因島棕浦町」に改め、同号ウからイまでの規定中「因島市三庄町」を「尾道市因島三庄町」に改め、同号キ、ク及びコからイまでの規定中「因島市土生町」を「尾道市因島土生町」に改め、同号タ中「因島市土生町」を「尾道市因島土生町」に、「同市田熊町」を「同市因島田熊町」に改め、同号チ及びツ中「因島市洲江町」を「尾道市因島洲江町」に改め、同号テ及びト中「因島市田熊町」を「尾道市因島田熊町」に、「同市中庄町」を「同市因島

中庄町」に、「豊田郡瀬戸田町」を「同市瀬戸田町」に改め、同号ナからネまでの規定中「因島市重井町」を「尾道市因島重井町」に改め、同表第五号アからカまでの規定中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に改め、同号キ中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に、「因島市重井町」を「同市因島重井町」に改め、同号ク及びケ中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に改め、同号コ及びサ中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に、「因島市洲江町」を「同市因島洲江町」に改め、同号シ及びス中「因島市原町」を「尾道市因島原町」に、「豊田郡瀬戸田町」を「同市瀬戸田町」に改め、同号セからタまでの規定中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に改め、同表第五号中「因島市細島」を「尾道市細島」に、「尾道市加島」を「同市加島」に改め、同表第五号中「因島市細島」を「尾道市細島」に改める。

別表第二小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項第一号イ及びウ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同項第四号中「福山市津軽島」を「同市津軽島」に、「福山市内海町田島及び同町横島」を「同市内海町田島及び同町横島」に、「尾道市向島町向島」を「同市向島町向島」に改め、同号タ中「因島市鏡浦町」を「同市因島鏡浦町」に改め、同号チ中「因島市鏡浦町」を「尾道市因島鏡浦町」に、「尾道市向島町」を「同市向島町」に改め、同号ツ及びテ中「因島市三庄町」を「尾道市因島三庄町」に改め、同表「こち網漁業のうち一そつローラー」こち網漁業の項第一号イ及びウ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同項第七号中「豊田郡瀬戸田町高根島」を「尾道市瀬戸田町高根島」に改め、同号ア及びエ中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に改め、同号カ中「豊田郡瀬戸田町」を「尾道市瀬戸田町」に、「因島市原町」を「同市因島原町」に改め、同項第八号中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改める。

別表第三「こち網漁業のうち一そつローラー」こち網漁業の部七月十六日から翌年三月三十一日までの項第一号イ及びウ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市宮島町」に改め、同部十一月一日から翌年三月三十一日までの項第四号ア中「因島市原町」を「尾道市因島原町」に、「豊田郡瀬戸田町」を「同市瀬戸田町」に改め、同号エ及びオ中「因島市三庄町」を「尾道市因島三庄町」に改め、同号キ中「因島市坊地島鼻」を「尾道市因島坊地島鼻」に改め、同号ク中「因島市田熊町」を「尾道市因島田熊町」に、「同市西浦町」を「同市因島西浦町」に改め、同号ケ中「因島市洲江町」を「尾道市因島洲江町」に、「豊田郡瀬戸田町」を「同市瀬戸田町」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十日

広島県規則第十一号

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則(平成十四年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「各号」の下に「又は第一項各号」を加え、同条第二項中「学習状況」の下に「又は学習成績」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県知事 藤田雄山

告 示

広島県告示第二百九十七号

平成十六年広島県告示第七七十二号(証紙代金収納計器の取扱人の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

表中「広〇二二」を「広〇二四」に改める。

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第二百九十八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百三十号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農業経営総室農地保全室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤田雄山

府中農業振興地域の範囲を次のとおり変更する。

広島県告示第三百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤田雄山

路線名	区間	供用開始の期日
県道高光総領線	神石郡神石高原町大字福永字中屋徳助田ノ上三五九番一地从先から神石郡神石高原町大字福永字滝合正ノ合三四番一地从先まで	平成十八年三月二十日

広島県告示第三百四号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤田雄山

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程(昭和四十六年広島県告示第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表建築計画概要書等東広島閲覧所の項中、「東広島市」及び「東広島市の区域内における政令第百四十八条第一項に掲げる建築物に係るものを除く。」を削る。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。



特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人広島県建築物構造耐震性調査会	大森 裕子	広島市佐伯区五日市町美鈴園二六番二〇号	この法人は、家屋の耐震性について不安を持つ地域住民その他助言を必要とする人々に対して耐震診断並びに修繕工事の必要性の判断及び適正価格の算定に関する事業を行い、悪質事業者の排除を図ることをもって、消費者の保護に寄与することを目的とする。	平成十八年三月一日
特定非営利活動法人地域商業を考える会	白井 龍彦	広島市安佐南区祇園六丁目九番二六・二〇七号	この法人は、広く地域住民に対して、乗り物を通じた街の魅力づくりの実践、提案に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。	平成十八年三月三日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスタ広店・ユーホー広店
所在地 呉市広白石二丁目一四〇七・一外
 - 二 提出された意見の概要
なし(法第六条第一項の変更について)
 - 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十八年三月三十一日まで)
 - 四 呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目一番九号)
- 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- 1 期間
平成十八年三月二十日から平成十八年四月二十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
 - 2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下法という。)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年三月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ広島・ユーホー広島

所在地 呉市広白石一丁目一四〇七・一外

二 提出された意見の概要

なし(法第六条第二項の変更について)

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

(平成十八年三月三十一日まで)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月二十日から平成十八年四月二十日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

清算法人豊田郡安浦町大新開土地改良区から次の清算人が就任した旨の届出があった。

平成十八年三月二十日

広島県呉地域事務所長 三 上 忠 彦

氏 名 住 所

高 宮 俊 昇 呉市安浦町三津口一丁目一・九

藤 原 聰 " " 一丁目三・六

杭 本 正 治 " " 中央三丁目三・二五

秋 本 芳 範 " " 三津口一丁目二〇・七

光 原 恵 造 " " 内海北四丁目九・一八

安芸高田市所在の長瀬川地区(山根工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定によつて、平成十八年三月十日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算し

て六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年三月二十日

広島県芸北地域事務所長 龜 頭 睦 訓

安芸高田市所在の長瀬川地区(杉の原工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画によつて、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定によつて、平成十八年三月十日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年三月二十日

広島県芸北地域事務所長 龜 頭 睦 訓

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年三月十日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しをを求める訴えを提起することができる。

平成十八年三月二十日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体 地区名 事業名

府中市 水 永 区画整理事業

三次市作木町土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があつた。

平成十八年三月二十日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

就任役員 職名 氏 名 住 所

理事 山口 勝 則 三次市作木町下作木一一五五

岩 岡 幸 人 " " 伊賀和志一一九

植 岡 弘 治 " " 香淀六七〇

高 木 繁 治 " " 森山中一八〇

上 川 饒 治 " " 岡三淵六三・三

金 廣 俊 治 " " 西野三六九

住 岡 貞 司 " " 下作木八六三

庄原市	五、六三六
大竹市	八、三三二
東広島市	三三、四〇六
廿日市市	一九、九六一
安芸郡	四一、二九三
佐伯郡	一九、一五三
山県郡	八、一四三
高田郡	九、三三三
賀茂郡	一一、二九六
豊田郡	一九、四四一
御調郡	八、一一一
廿羅郡	五、三〇〇
深安郡	一一、一六〇
芦品郡	五、九一六
神石郡	六、四四六
双三郡	五、一四三
比摩郡	六、一一一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第20号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年3月20日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
SP1292	告示の日(平成18年3月20日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRDS SAA-02	株式会社大一商会 高尾 秀明 代表取締役 古屋 中村区 (愛知県名古屋市中村区 鳴付町一丁目22番地)	左 同
SP1121	同上	同上	CR71スーパーシステムMR	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 生市 境野町六 丁目460番地)	左 同
SP1163	同上	同上	CR71スーパーシステムTR	同上	左 同
SP1205	同上	同上	CRSA KP001	同上	左 同
SP1288	同上	同上	CRSA KP006	同上	左 同
SP1259	同上	同上	CR新がきデカS AW	株式会社サンセイアール アンドアイ 梅村 善孝 代表取締役 名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	左 同
SP1175	同上	同上	CRピックアップク2000TK	ズルホン工業株式会社 岸 勇夫 代表取締役 春日井市桃山町 一丁目127番地)	左 同
SP1253	同上	同上	CR花薄開煌GL	株式会社ソフミア 井置 定男 代表取締役 生市 境野町七 丁目201番地)	左 同

正 誤

平成十八年三月二日付け広島県報(定期)第十六号に登載の広島県公告(第五種共同漁業における漁業者が実施すべき増殖基準の設定)の表の一部を次のように訂正する。

農林水産部農水産総室漁業調整室長

ページ	段
一〇	下
五〃	内水共第五号
一〇〃	内水共第五七号
	誤
	正

平成十八年二月二十日付け広島県報 (定期) 第十三号に登載の広島県公告 (土地改良区の清算人の就任) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農村整備総室土地改良室長

ページ	段	行
四	上	六
		清算法人豊田郡豊町久比土地改良区
		清算法人豊田郡安浦町大新開土地改良区
		誤
		正

平成十八年三月十日付け広島県報 (号外) 第三十六号に登載の広島県告示第一百六十五号 (港湾法の規定による臨港地区の指定等) の表の一部を次のように訂正する。

土木建築部空港港湾総室港湾管理室長

ページ	段	欄
一	下	一の表の「面積」
一	下	一の表の「面積」
		八・四
		八・四
		誤
		正

平成十八年三月八日付け広島県報 (号外) 第三十五号に登載の監査委員公表 (監査の結果) の別紙の一部を次のように訂正する。

監査委員事務局主任監査監

ページ	段
九〇	二四
	総事業費 5,703,276円
	誤
	正